

介護老人福祉施設北八朔 短期入所生活介護利用料金表(1日あたり)

別紙
令和6年8月1日現在
※地域加算含む

	項目	単位	金額(円)	備考
介護報酬に係る費用	要介護1	704	766	併設型ユニット型短期入所生活介護費
	要介護2	772	840	
	要介護3	847	922	
	要介護4	918	999	
	要介護5	987	1,074	
加算項目	看護体制加算(Ⅰ)	4	5	常勤の正看護師を1名以上配置しているための加算
	看護体制加算(Ⅱ)	8	9	看護職員により病院等と連携して24時間連絡体制を確保し必要に応じ健康管理等を行う体制を整えている為の加算
	医療連携強化加算	58	64	看護職員による定期的な巡視及び、緊急やむを得ない場合の取り決め及び、急変時の医療提供の合意を得ている場合であって、厚生労働大臣が定める状態にあるもに対して介護サービスを行った場合の加算
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	20	夜勤帯(17時～翌9時)における介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている為の加算
	若年性認知症利用者受入加算	120	131	若年性認知症の利用者を受け入れの際、個別で担当者を定め、サービス提供を行った場合
	送迎加算	184	201	自宅まで送迎を行った場合(片道)
	緊急短期入所受入加算	90	98	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合
	機能訓練体制加算	12	13	常勤専従の機能訓練指導員を配置している為の加算
	療養食加算※1食あたり	8	9	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
	在宅中重度者受入加算	413	450	利用者が利用していた訪問看護を行う事業所に健康管理等を行わせた場合の加算
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	20	介護福祉士が60%以上配置されているための加算
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	—	—	所定単位数に加算率14%を乗じた単位数
減算項目	長期利用者に対する短期入所生活介護	△30～34	△33～37	同じ事業所にて連続30日を超えて利用する場合、31日～60日の間は30単位が、61日以降は32～34単位が所定単位数から減算
居住費等	居住費(月額) (建設費用、光熱水費、修繕・維持費用)	2,760	第4段階の方	※各要介護度区分の支給限度基準額の単位を超えた場合、自費となる日の居住費及び食費は、減額証の有無に係わらず、第4段階の料金とさせていただきます。
		1,370	第3段階の方	
		880	第2段階の方	
		880	第1段階の方	
	食費	320	朝食代	
		605	昼食、おやつ代	
		520	夕食代	
	※上記食費の負担限度額(月額)	1,445	第4段階の方	
		1,300	第3段階②の方	
		1,000	第3段階①の方	
600		第2段階の方		
300		第1段階の方		
その他費用	健康管理費 (インフルエンザ予防接種代等)	実費		
	薬価収載されていない医療材料費			
	理美容代			
	私物洗濯代 (外部業者に出すクリーニング代)			
	クラブ活動にかかる物品代			
	利用者の希望する日用品 (利用者が自ら持込む物品以外)			
	趣味・嗜好品、外注食の飲食代等			

※居住費等の利用者負担段階区分

- ・第1段階 市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方
- ・第2段階 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
預貯金等の合計額が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額が1,650万円以下)の方
- ・第3段階① 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下で
預貯金等の合計額が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額1,550万円以下)の方
- ・第3段階② 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超で
預貯金等の合計額が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額1,500万円以下)の方
- ・第4段階 第1～3段階以外の方

介護老人福祉施設北八朔 短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人怡土福祉会が開設する介護老人福祉施設北八朔（以下「施設」という。）が行う、指定短期入所事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者に対し、適切な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、短期入所生活介護サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを行う。
2. 入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入所者及び家族のニーズを的確に捉え、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。
 3. 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。
 4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 5. 常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人福祉施設北八朔
- (2) 所在地 神奈川県横浜市緑区北八朔町1813-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名（常勤、兼務）
施設長（管理者）は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名（非常勤、兼務）
入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため適切な措置を行う。
- (3) 生活相談員 2名（常勤、兼務）
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (4) 管理栄養士 1名（常勤、兼務）

食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。

- (5) 看護職員 1名（常勤、専従）
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (6) 介護職員 8名（常勤、専従）1名（非常勤、専従）
入所者の心身の状況等的確に把握し、入所者に対し適切な介助を行う。
- (7) 機能訓練指導員 2名（常勤、兼務）
入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。
- (8) 事務員 1名（常勤、兼務）
経理事務・介護保険関係事務を行うほか、入所者の事務代行を行う。
- (9) その他の職員
上記職種その他、職務内容に応じて必要な職員を置く。

（入所定員）

第5条 施設の入所定員は、介護予防短期入所生活介護と併せて15名とする。

- 2. 施設のユニット数は2ユニットとする。
- 3. ユニットごとの定員は次のとおりとする。
 - (1) 3丁目4番地 5名
 - (2) 5丁目8番地 10名
- 4. 災害等やむをえない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用できない。

（入所者に対する指定短期入所生活介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 指定短期入所生活介護事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
 - (2) 健康状態の確認
 - (3) 機能訓練サービス
 - (4) 入浴サービス
 - (5) 食事サービス
 - (6) 送迎サービス
 - (7) 相談・援助に関すること
 - (8) レクリエーション行事の実施
 - (9) 短期入所生活介護計画の作成
 - (10) その他入所者が適切なサービスを利用できる為の便宜の提供
2. 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護サービスを提供した場合、入所者から利用料の一部として、当該施設サービス費用基準額から指定短期入所生活介護サービスの額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

3. 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
4. 前項の支払を受ける額のほか、別紙利用料金表に掲げる項目については、別に料金の支払を受けるものとする。
5. 前項の費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対し事前に文書を交付して説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第7条 通常の送迎範囲は以下の地域とする。尚、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではない。

- (1) 緑区、都筑区、青葉区、港北区、旭区

（施設利用に当たっての留意事項）

第8条 入所者は、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2. 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。
3. 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り受診する。
4. 入所者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。
5. 入所者は施設内で次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
6. 入所者は、サービスに係る利用料等を当該サービスを利用した月の翌月末日までに速やかに支払うものとする。
7. 入所にあたり入所者は施設と利用契約を締結する。契約の有効期限は要介護認定の有効期限と同じだが、入所要件が満たされていれば、自動的に更新する。
8. 入所者は、理由の如何を問わずいつでも契約を解除することができる。
9. 以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了する。
 - (1) 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護事業所等へ入所した場合
 - (2) 介護認定区分が、非該当となった場合
 - (3) 死亡または被保険者資格を喪失した場合
10. 以下の場合、施設から通知の上契約を解除する。

- (1) サービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払いを催告したにもかかわらず10日以内に入金がない場合。
- (2) 医療機関へ入院した場合。
- (3) やむを得ず、施設を縮小または閉鎖する場合。

(非常災害対策)

第9条 施設は、非常災害に備えて必要な設備（スプリンクラー・消火器・防火扉・非常用自動通報装置）を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2. 非常災害に備え、年2回以上、避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(協力病院等)

第10条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

- (1) 医療法人社団朝菊会クリニック池辺 神奈川県横浜市都筑区池辺町2218
- (2) 医療法人社団恵生会上白根病院 神奈川県横浜市旭区上白根2-65-1
- (3) 医療法人社団藤栄会日航ビル歯科室 神奈川県川崎市川崎区日進町1-6F
- (4) 医療法人社団マイスター 藤が丘マイスター訪問歯科
神奈川県横浜市青葉区藤が丘1-28-17T-BOX2階

(秘密の保持)

第11条 職員は、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2. 職員に対しては、退職後も、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させる為、雇用契約の内容とする。
3. 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ入所者の同意を得る。

(身体拘束)

第12条 施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」と言う。）を行わない。

2. 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、家族等にも説明を行う。

(虐待の防止)

第13条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を

講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情対応)

第14条 施設は、提供したサービスに関する入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、別紙の苦情・相談フローチャートの通り、施設長、介護課長、介護支援専門員、担当生活相談員、第三者委員、又は行政機関が受付窓口となり、事実関係調査の実施、改善措置、入所者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

- ・苦情解決責任者 施設長
- ・苦情受付担当者 副施設長、介護支援専門員、生活相談員
- ・第三者委員
- ・行政機関への問合せ先

神奈川県国民健康保険団体連合会	TEL：045-453-6221
横浜市健康福祉局高齢施設課	TEL：045-671-3923
横浜市緑区福祉保健センター	TEL：045-930-2328

2. 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・紹介に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
3. サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第15条 施設は、運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第16条 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

2. 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

3. 施設は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(緊急時等の対応)

第17条 職員は、サービスの提供中に入居者の病状の急変、その他の緊急事態等が生じた時には、あらかじめ施設の医師との連携方法その他緊急時等における対応方法を定めておくこととする。

(従業者の研修)

第18条 施設は従業者の資質の向上を図るため、採用時3ヶ月以内、また、1年に1回以上研修の機会を確保する。

(委任)

第19条 この規程に定める事項のほか、施設の運営に関する重要事項は、理事長が定める。

付則

この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成23年11月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 8月14日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 6月21日から施行する。

この規程は、平成27年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年10月 6日から施行する。